議案第14号

令和2年度基山町一般会計補正予算(第10号)

令和2年度基山町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,844千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ10,629,921千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月4日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入) (単位:千円)

款		項	Į	補正前予算額	補正予算額	補 正 後 予 算 額
14 国庫支出金				3, 176, 494	47, 464	3, 223, 958
		2 国庫補助金		2, 495, 752	47, 464	2, 543, 216
18 繰入金				572, 940	△10, 520	562, 420
		1 基金繰入金		571, 560	△10, 520	561, 040
21 町債				606, 492	△17, 100	589, 392
		1 町債		606, 492	△17, 100	589, 392
歳	入	合	計	10, 610, 077	19, 844	10, 629, 921

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		2, 361, 694	897	2, 362, 591
	1 総務管理費	2, 179, 799	897	2, 180, 696
3 民生費		4, 389, 743	4, 264	4, 394, 007
	1 社会福祉費	3, 239, 324	2, 720	3, 242, 044
	2 児童福祉費	1, 150, 117	1, 544	1, 151, 661
4 衛生費		662, 129	9, 823	671, 952
	1 保健衛生費	218, 078	9, 823	227, 901
5 労働費		32, 814	△3, 750	29, 064
	1 労働諸費	32, 814	△3, 750	29, 064
7 商工費		189, 433	0	189, 433
	1 商工費	189, 433	0	189, 433
8 土木費		904, 382	△4, 874	899, 508
	5 住宅費	156, 271	△ 4, 874	151, 397
10 教育費		773, 071	16, 375	789, 446
	1 教育総務費	87, 144	0	87, 144
	2 小学校費	188, 478	16, 429	204, 907
	3 中学校費	96, 575	△54	96, 521
	4 社会教育費	198, 999	0	198, 999
	5 保健体育費	201, 603	0	201, 603
14 予備費		19, 227	△2, 891	16, 336
	1 予備費	19, 227	△2, 891	16, 336
歳出	合 計	10, 610, 077	19, 844	10, 629, 921

(単位:千円) 款 項 事 業 名 金 額 3 子ども・子育て支援事業 民生費 児童福祉費 300 (病後児保育施設 新型コロナウイルス感染症対策) 3 保育所育成事業 民生費 児童福祉費 1,700 (認可保育施設 新型コロナウイルス感染症対策) 3 子ども・子育て支援事業 児童福祉費 民生費 300 (地域子育て支援拠点 新型コロナウイルス感染症対策) 10 教育費 小 学 校 費 GIGAスクール構想の実現に向けた整備事業(基山小学校) 600 2 10 学校保健特別対策事業 教育費 小 学 校 費 1,684 (基山小学校 新型コロナウイルス感染症対策) 10 教育費 小 学 校 費 若基小学校校舎大規模改造事業(体育館トイレ) 16, 789 10 教育費 小学校費 GIGAスクール構想の実現に向けた整備事業(若基小学校) 420 10 学校保健特別対策事業 教 育 費 小 学 校 費 892 (若基小学校 新型コロナウイルス感染症対策) 3 10 教育費 中学校費 GIGAスクール構想の実現に向けた整備事業(基山中学校) 600 10 学校保健特別対策事業 中学校費 教育費 1,286 (基山中学校 新型コロナウイルス感染症対策)

費

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前						補 正 後							
	限度額	起債の方法	利	率	償	還	のカ	7 法		限度額	起債の方法	利	率	償 還 の 方 法
学校教育施設等 整備事業	(千円)	証書借入	式で借り入れ いて、利率の	刊率見直し方 れる資金につ り見直しを おいては、当	るものに 政の都台	こまこう艮しよそよこととなるようしたというというというというというというというというというというというというというと	、銀行者 。 り据 を を 間 し ば 利 低 利 債	その他で と協い間 関で で り間は繰り	のすけび上	(千円)	<u> </u>	式で借り入 いて、利率	利率見直し方 れる資金につ の見直しを おいては、当	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。
防災・減災・国 土強靱化緊急対 策事業	30,000	同上	同	J.Ł		i	司上			(千円)	同上	[ī	引上	同上